

第 21 回スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの
フォローアップに関する有識者会議への ICGN 意見書
(ケリー・ワリング、ICGN CEO による発表) <要約版、暫定訳>

2020 年 11 月 18 日

1. はじめに

神田座長およびフォローアップ会議メンバーの皆様

本日は、有識者会議の議題について ICGN の意見を述べる機会をいただきありがとうございます。私のコメントは、以下の事項が今後数ヶ月にわたる審議のベースになると決定された 10 月 20 日の第 20 回会議において提出しました ICGN の意見書と共に考慮頂くべきであります。

1. 取締役会の実効性
2. 資本コストと株式持ち合いを含む資本効率
3. サステナビリティ
4. 年次株主総会
5. 監査の信頼性の確保
6. グループ子会社のガバナンス
7. 人的資本管理やデジタルトランスフォーメーションを含むその他

本日は、「取締役会の実効性」に関する項目 1 について具体的にお話させていただきます。上記の他の項目については、ICGN は今後の有識者会議において、それぞれ審議の際にコメントを提供致したく存じます。

2. ICGN について

(省略)

3. 取締役会の実効性

「取締役会の実効性」のテーマは、コーポレートガバナンスの慣行の多くの側面を網羅するものでありますが、以下の主たる事項にフォーカスして意見を求められています。

3.1 取締役会のリーダーシップ

3.2 取締役会の多様性

3.3 取締役会の独立性と質

3.4 取締役会の任命

3.1 取締役会のリーダーシップ

3.1.1 リーダーシップの明確な分離

ICGN は、取締役会議長と経営幹部の役割の間で責任が明確に分離され、1人の個人が自由気儘に意思決定する事を回避するよう推奨します。

(省略)

3.1.2 取締役または議長への CEO の承継

ICGN は、退任した CEO が、暫定的な休止期間にかかわらず、取締役として取締役に残留したり、議長に就任することを推奨しません。

(省略)

3.1.3 CEO の選任、解任および承継

ICGN は、過半数が独立社外取締役に占める指名委員会が CEO の採用、解任に責任を持ち、CEO の役割の十分な承継の計画を確保するよう推奨します。企業はこれらの過程についてより良き開示を提供すべきです。

(省略)

3.1.4 取締役会議長の役割

ICGN は、取締役会の議長を、その指名日において独立である社外取締役に務めることを推奨します。

(省略)

3.1.5 筆頭独立社外取締役

ICGN は、会社の議長が独立社外取締役である場合でも、取締役会が筆頭独立社外取締役 (LID) を指名することを推奨します。

(省略)

3.1.6 建設的な対話

ICGN は、企業が投資家からの個別の、または集団的な建設的対話の要請に対応することを強く奨励します。

(省略)

3.2 取締役会の多様性

3.2.1 多様性と包摂性

ICGN は、取締役会が、取締役会と企業全体（特に管理職についての方針）について、特定の目標、そうした目標を達成する為の測定可能な指標、およびこれを達成する為の期間を含む多様性の方針を開示し、報告することを推奨します。報告には、多様性に関する方針の論理的根拠と、達成された進展状況および取締役会の後継者育成および会社全体の計画の一部として多様性がどのように考慮されているかについての説明を含むべきです。

(省略)

3.3 取締役会の独立性と質

3.3.1 独立者の比率

ICGN は、国際的な標準として取締役会は過半数の独立社外取締役で構成されるべきであることを提唱しています。日本においてはプライム市場においては過半数、他の市場においては少なくとも3分の1の独立社外取締役が必要であると提唱します。上場子会社の場合、少数株主の利益に対する侵害を軽減するために、取締役会に過半数の独立社外取締役が就任すべきです。

(省略)

3.3.2 独立性の定義

ICGN は、日本のコーポレートガバナンス・コードに独立社外取締役の意味を明確に定義することを推奨します。

(省略)

3.3.3 独立社外取締役のトレーニング

取締役会は、選任後できるだけ早く会社について十分な情報を得られるように、すべての新任取締役の正式な導入教育プロセスを持つ必要があります。

(省略)

3.4 取締役の選任

3.4.1 独立社外取締役の選任

ICGN は、取締役の選任と後継者育成計画は、客観的な基準に基づいた正式な手続きに従い、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会で主導されることを推奨します。個別の取締役の選任理由は、取締役の独立性に影響を与える可能性のある要因や、取締役の経験が会社の多様性の方針および戦略とどのように一致するかを含め、公に開示すべきであります。

(省略)

3.4.2 取締役の任期

ICGN は、企業が取締役任期についての限度を開示し、取締役会への取締役の貢献の十分な評価に基づく個人の業績により毎年再任されることを推奨します。

(省略)

3.4.3 評価

ICGN は、毎年再任が提案される前に、企業が取締役会（集合体として、監査役会を含む）、委員会、および個々の取締役の業績を厳密にレビューすることを推奨します。取締役会は定期的に（できれば3年ごとに）独立した外部コンサルタントを雇ってそのような評価を行うべきです。

(省略)

3.4.4 指名委員会

ICGN は、日本のすべての上場企業（指名委員会等設置会社だけでなく）が、独立した議長と過半数の独立した取締役で構成される指名委員会を設置することを推奨します。委員会の構成とともに、委員会の委任事項と責任も開示すべきであります。

(省略)

3.4.5 報酬委員会

ICGN は、日本の全てのの上場企業（指名委員会等設置会社だけでなく）が、独立社外取締役のみで構成された報酬委員会を設置することを推奨します。委員会の構成とともに、委員会の委任事項と責任も開示すべきであります。

(省略)

有識者会議にコメントを提供させていただける機会に感謝し、引き続きの審議を楽しみにしております。

敬具



ケリー・ワリング

最高経営責任者